

コンストラクション・マネジメント（CM）業務に関する特約条項

- 1 広島市立病院機構委託契約約款（建築設計用）（以下「約款」という。）に規定する「設計図書」を「仕様書」に、「設計図書等」を「仕様書等」に、「照査技術者」を「従事技術者」に読み替える。
- 2 約款第1条中「設計図書（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）」を「仕様書（別添の基本仕様書及びこれに対する質問回答書並びに受注者の企画提案書をいう。以下同じ。）」に、約款第20条第1項第1号中「仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書」を「基本仕様書及びこれに対する質問回答書並びに受注者の企画提案書」に読み替える。
- 3 約款第3条中「書面」を「書面（電子メールを含む。）」と読み替える。
- 4 約款第5条、第43条の2第3項、第50条第2項及び第50条第5中「委託契約金額」を「契約金額予定総額」と読み替える。
- 5 約款第15条を次のように改める。
（従事技術者）
第15条 受注者は、従事技術者の氏名その他必要な事項を発注者に書面で届け出なければならぬ。従事技術者を変更したときも同様とする。
- 6 約款第19条に次のただし書きを加える。
ただし、受注者の責めに帰さない事由（天災、物価変動等）によるものを除く。
- 7 約款第28条に次の3項を加える。
 - 2 前項の損害に係る損害賠償額は委託契約書に定める委託契約金額を上限とし、それを超える発注者の損害については、受注者はいかなる責任も負わない。また、かかる賠償責任は委託業務の完了日より2年を経過することによって終了する。
 - 3 対象建物の原設計における設計の契約不適合、監理業務の契約不適合、施工における契約不適合、または情報の契約不適合に起因する損害について、受注者はその責めを負わないことを発注者は了承する。
 - 4 受注者が作成する成果物は、抽出調査の結果に基づいて作成されたものであり、調査範囲外を含めた建物全体の性能を保証するものでないことを、発注者は了承する。